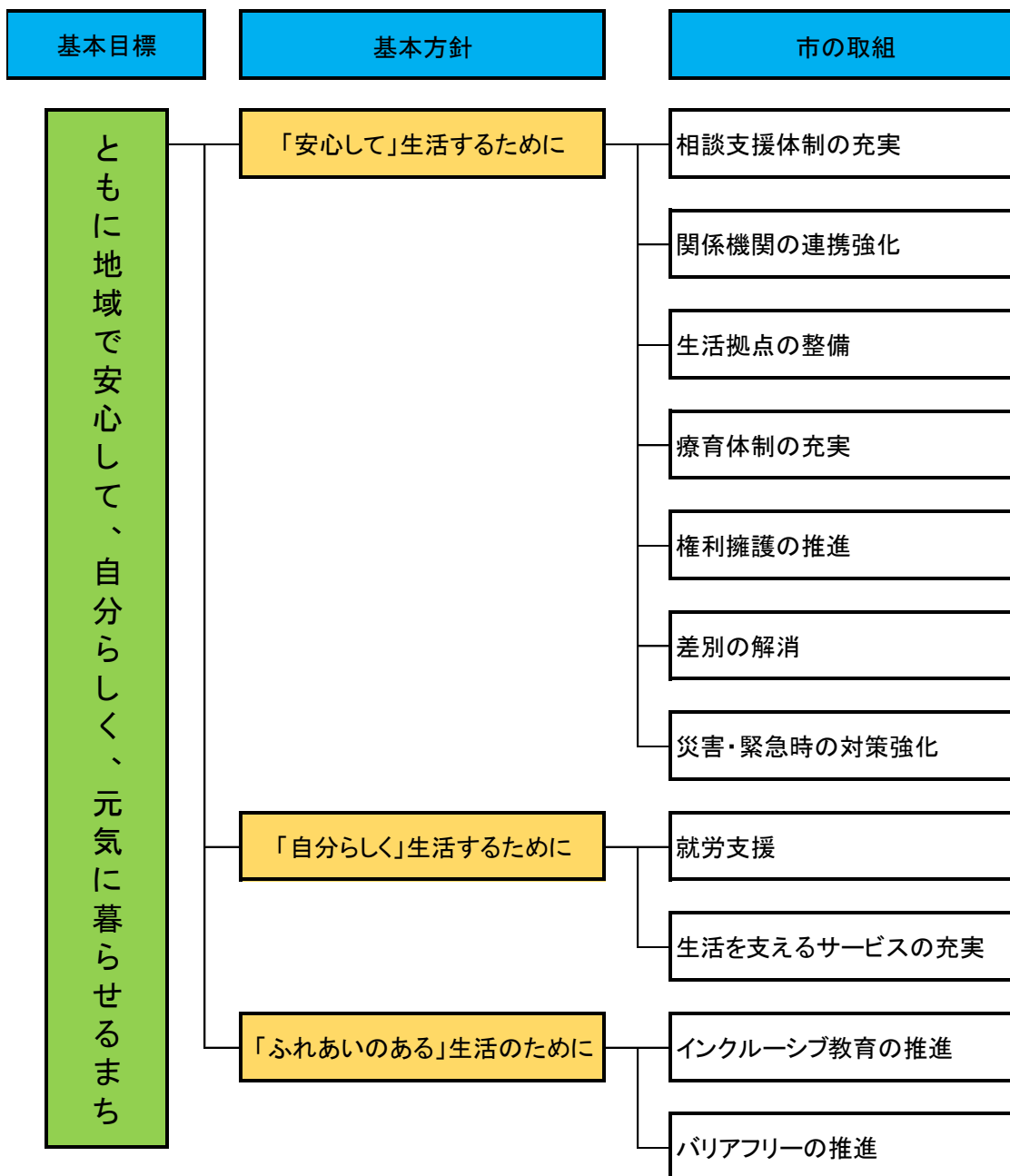


1 施策の体系



- 重点課題**
- ・ 実際の災害を想定した福祉避難所マニュアル等の整備に向けた検討
 - ・ 「親亡き後」の生活に向けた準備等の啓発
 - ・ 就労支援等の推進
 - ・ 障がい児療育支援の充実に向けた検討

2 基本目標

ともに地域で安心して、自分らしく、元気に暮らせるまち

障がい者が社会の一員として、ともに元気に地域で安心して生活することができることを基本として、障がい者一人ひとりが決して社会的に孤立することなく、社会とのつながりを持ちながら、自分らしく元気に地域で生活することができるまちを目指します。

3 基本方針

1 「安心して」生活するために

障がい者の地域生活における自立と社会参加を支援するために、その生活を支える身近な地域において安心した暮らしを築くための仕組みをつくります。

2 「自分らしく」生活するために

自らのことは自らの意思に基づいて選択することができ、障がいの程度や支援の有無に関わらず、自分自身の生き方に誇りと責任を持ちながら、自分らしく生活することができるまちを目指します。

3 「ふれあいのある」生活のために

どのような暮らしの場にあっても、家族や友人、生活を支援する人等、様々な人たちとのふれあいの中で社会とのつながりを実感でき、一人ひとりの役割が活かされるような社会を目指します。

4 重点課題

1 実際の災害を想定した福祉避難所マニュアル等の整備に向けた検討

- ① 実際の災害を想定した、福祉避難所設営マニュアルの整備
- ② 実際の災害時に利用できる、福祉避難所利用者マニュアルの整備
- ③ マニュアルを利用した避難訓練の実施
- ④ 避難訓練で生じた問題点等の改善、マニュアルの更新
- ⑤ 作成した利用者マニュアルの配布、啓発

2 「親亡き後」の生活に向けた準備等の啓発

- ① 成年後見制度内容の周知、中核機関の設置
- ② 親亡き後、孤独者となる障がい者の把握
- ③ 障がい種別が定まってない障がい者の相談支援体制の整備
- ④ 親亡き後の支援に関する手続き等の相談先の周知、啓発

3 就労支援の推進

- ① 市内企業からの優先調達機会の拡大に向けた検討
- ② 障害者就労施設等の周知・啓発
- ③ 就労継続支援事業所等と農福連携などに関する情報共有
- ④ 市内企業の障がい者雇用の促進

4 障がい児療育支援の充実に向けた検討

- ① 発達支援センター「なかよし」及び「ひまわり」の統合整備
- ② 市内事業所との連携強化による、療育体制の見直し
- ③ 法定の「児童発達支援センター」の設置に向けた検討

5 市の取組

1 相談支援体制の充実

個々の障がい者の心身の状況、意向、環境等に対応し、安心して相談できる総合的な相談支援体制を整備します。

また、地域共生社会の実現に向け、地域自立支援協議会等を通じ、関係機関の情報共有、連携強化を図り、相談支援体制の充実を図ります。

依存症対策を含め、相談機関・医療機関・自助団体等と密接した連携を推進します。

相談支援体制の充実に向けて		取組内容	担当課
1	適切なサービスの提供を行うためのケアマネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議の開催（随時） ・社会福祉事務所ケースワーカーの研修実施 	福祉課
2	相談支援事業者との連携による相談支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターのより充実した運用に向けた検討 ・相談支援事業者との情報交換 ・ケース会議の開催（随時） 	福祉課
3	地域自立支援協議会による連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会の開催 ・相談支援に係る専門部会の開催 	福祉課
4	相談窓口の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の内容により、関係部署の担当者が、複数で相談を実施 ・関係部署間での情報の共有化 ・医療・相談機関、自助団体等との連携を推進 	福祉課 子ども支援課 保健センター 教育推進課

2 関係機関の連携強化

障がい者の地域生活を支援するため、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係機関と連携して、地域の実情に応じた総合的な支援体制を整備します。

併せて、地域生活の支援を担う人材の確保に向け、県が行う研修会等の広報・周知を推進します。

関係機関の連携強化に向けて		取組内容	担当課
1	地域自立支援協議会による連携（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会の開催 ・相談支援に係る専門部会の開催 	福祉課
2	民生児童委員協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会へ障害福祉サービス等の周知 ・民生児童委員との情報交換（随時） 	福祉課 高齢福祉課
3	特別支援学校等の教育機関と連携し、情報収集やケアマネジメントを実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校等とのケース会議の開催（随時） 	福祉課
4	福祉サービス提供事業者との連携を強化し、情報収集やケアマネジメントを実施	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供事業者とのケース会議の開催（随時） ・県が開催する研修会等の参加の推進 	福祉課
5	障がい者団体との意見交換会を開催し、情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会の開催（各団体年1回） 	福祉課
6	幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校間における支援の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連絡会、小中連絡会の開催 ・中高連絡会を開催 ・スマイルブックの活用 	子ども支援課 教育相談室
7	幼稚園、保育園、小学校、中学校における外部機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校のセンター的機能（相談、訪問、研修等の支援）の活用 ・教育相談室のセンター的機能による園や学校への支援 	子ども支援課 教育相談室

3 生活拠点の整備

障がい者が、施設や病院から地域で自立した生活へ移行できるよう、体制を整備します。

また、保護者の高齢化、親亡き後に一人暮らしを余儀なくされる障がい者が地域で安心して生活できる体制を整備します。

生活拠点の整備に向けて		取組内容	担当課
1	障がい者が生活するためのグループホームの新規設置	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備を支援 ・整備に関する相談先の周知 	福祉課
2	施設や病院等との連絡調整を行い、グループホームへの移行を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議の実施（随時） 	福祉課
3	適切なサービスの提供に向けた事業者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報等の提供（随時） 	福祉課
4	障害福祉サービス、地域生活支援事業の周知・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やパンフレットを活用した周知（年1回以上） 	福祉課
5	地域生活支援拠点等を圏域に1箇所整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等を整備するための検討 	福祉課
6	市営住宅の入居において、障がい者、高齢者、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者等の配慮すべき世帯の住居の確保	<ul style="list-style-type: none"> 定期募集時における優先度等の配慮 	建築住宅課

4 療育体制の充実

子どもの障がいについて、子どもの成長過程に応じ、早期から適切な療育を行います。

また、適切な療育が受けられるよう、関係機関の連携強化、相談支援体制の充実に図ります。

療育体制の充実に向けて		取組内容	担当課
1	子どもの発達についての相談（対象：就学前の乳幼児）	・発達支援総合窓口相談の実施（週4日）	保健センター
2	保育及び教育と連携し、障がい児の相談・支援の充実	・障がい児巡回支援専門員により幼稚園、保育園、小学校等を訪問	子ども支援課
3	関係施設との連携による障がい児の総合的な発達の支援	・発達支援センターの整備方針策定・整備実施 ・発達支援委員会の開催	子ども支援課
4	障がい児の生活能力向上のための訓練や、社会との交流の促進において質の高い療育の場を提供	・放課後等デイサービス事業所を訪問しての療育への取組状況の把握及び質の向上に向けた運営への働きかけ	子ども支援課
5	障がい児の日中の居場所を確保し、保護者の負担を軽減	・放課後児童クラブでの受入れ実施 ・医療的ケア児に対する支援の検討	教育推進課 子ども支援課
6	幼稚園、保育園、療育機関等の関係者を対象に研修会等を実施	・研修会等の実施（年2回実施）	子ども支援課
7	幼稚園、保育園、発達支援センターの連携	・発達支援センターにおいて実施している保育所等訪問支援事業の充実	子ども支援課

5	権利擁護の推進
---	----------------

障がい者の虐待の防止及び早期発見のため、関係機関と連携し、啓発活動に取り組みます。

また、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を推進します。

権利擁護の推進に向けて		取組内容	担当課
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止センター機能の周知 ・ 虐待防止のための情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やパンフレットを活用した周知、情報収集（随時） 	福祉課
2	虐待防止の認識を広めるための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やパンフレットを活用した周知（随時） 	福祉課
3	サービス提供事業者からの情報収集を行い、サービス提供時の虐待を防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供事業者への訪問による情報収集（随時） 	福祉課
4	個々の障がい者の状況に応じた成年後見制度の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業の実施 	福祉課
5	障がい者が、犯罪に巻き込まれないための地域ぐるみでの防犯への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業の実施 ・ 広報やパンフレットを活用した周知（随時） 	福祉課

6 差別の解消

障がいを理由とする差別の解消に向け、啓発活動に取り組みます。

また、研修等を通じ、市職員の障がい者への対応の質を高めます。

差別の解消に向けて		取組内容	担当課
1	障害者差別解消法の周知	・ 広報やパンフレットを活用した周知（随時）	福祉課
2	障がい者に対する市職員の対応の向上	・ 職員対応要領の見直し ・ 職員対応要領を活用した周知 ・ 会計年度任用職員を含めた研修会等の実施	福祉課 人事課
3	差別の解消に向けた体制を整備	・ 関係機関との連携・協議 ・ 既存の相談支援体制の再整備 ・ 差別の解消に向けた取り組みに関わる情報の収集、整理及び提供	福祉課

7 災害・緊急時の対策強化

避難行動要支援者の把握を強化するとともに、的確な情報提供を図ります。

また、障がいに応じた避難所の開設に向けたマニュアルを策定し、周知を図ります。

災害・緊急時の対策強化に向けて		取組内容	担当課
1	災害時や緊急時における障がい者への的確な情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・多治見市緊急メールの普及啓発 ・一斉ファックス、メール119による情報の送受信 ・防災情報アプリによる情報発信 	福祉課 企画防災課
2	避難行動要支援者の避難支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の更新 ・避難行動要支援者や地域支援者への普及啓発 	福祉課 高齢福祉課 企画防災課
		<ul style="list-style-type: none"> ・逆手挙げ方式導入による名簿登録者の拡大 ・避難行動要支援者支援マニュアルの整備 	企画防災課
3	障がい者が安心して生活ができるよう関係機関と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・支援関係者への情報提供等 ・高齢者見守りネットワーク協力機関との連携 ・孤立死／虐待死ゼロのまち協力隊との連携 	福祉課 高齢福祉課
4	障がいに応じた避難所の開設に向けたマニュアルの策定、周知	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を含めた、避難所開設・運営の手引きの見直し ・福祉避難所設置・運営マニュアルの整備 ・広報やパンフレットを活用した周知（随時） 	福祉課 企画防災課

8 就労支援

関係機関や就労支援事業者等と協力し、障がい者の就労を支援します。
また、障がい者就労施設等の製品等を積極的に購入するよう努めます。

就労支援に向けて		取組内容	担当課
1	就労支援サービスによる就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援サービス事業者に関する情報提供 ・就労継続支援事業所等と農福連携に関する情報共有 	福祉課
2	多治見市障害者活躍推進計画に基づき、市の機関において障がい者の雇用を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者採用における法定雇用率の遵守 ・採用計画立案時（3月）に障がい者枠採用（正規職員）の実施検討 ・会計年度任用職員（障がい者対象）の公募の定期的実施 	人事課
3	障がい者施設からの調達を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施設からの調達方針の策定と調達実績の公表 ・庁内への依頼 ・民間事業者への啓発 ・常設店設置に向けた検討 ・事業所製品取りまとめシステムの周知 	福祉課
4	事業者の障がい者雇用を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する情報の提供 	産業観光課

9	生活を支えるサービスの充実
---	---------------

障がい者が、住み慣れた地域で、自立して自分らしく生活するためのサービスの充実に努めます。

生活を支えるサービスの充実に向けて		取組内容	担当課
1	適切なサービス提供を行うためのケアマネジメントの強化（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議の開催（随時） ・ 社会福祉事務所ケースワーカーの研修実施 	福祉課
2	地域生活支援事業について、必要なサービスが提供できるよう事業者を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援事業の事業者確保 ・ サービス提供事業者へのサービス内容説明の実施 	福祉課
3	障がい者の日中活動の場を確保するため、生活介護事業所の整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護サービス提供事業者の確保 	福祉課
4	医療行為の必要性が高い障がい者が利用できる施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の確保を引き続き岐阜県等へ要望 	福祉課
5	聴覚障がい者等の日常生活を支援する手話通訳者、要約筆記者等の登録者数の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話奉仕員養成講座修了者（新規10人） ・ 要約筆記者養成講座修了者（新規5人） 	福祉課
6	視覚障がい者等のガイドヘルパーを派遣できる事業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供事業者 2箇所 	福祉課
7	視覚障がい者等の読書環境の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内図書館等において、音声訳図書の設置を推進 	福祉課

10 インクルーシブ教育の推進

障がいのある子どもとない子どもが同じ場で学び、障がいのある子どもが能力を発揮するための環境の充実を図ります。

また、子どもの頃から障がいに対する正しい知識と理解を深めるため、福祉教育を推進します。

インクルーシブ教育の推進に向けて		取組内容	担当課
1	福祉教育読本を利用して小学校、中学校で福祉教育を推進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育読本（小学生用・中学生用）の利用促進 福祉教育読本（小学生用・中学生用）の改訂 	福祉課 教育研究所
2	園や学校の行事、授業等における障がい児と地域の幼稚園、保育園、小学校、中学校の園児、児童、生徒の交流	<ul style="list-style-type: none"> 園や学校の行事、授業等での交流 居住地校交流事業（交流籍）を活用した交流及び共同学習の実施 	子ども支援課 教育相談室
3	特別支援教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> キキョウスタッフの配置 発達相談の充実 通級指導教室の指導の充実 	教育相談室
4	教師や関係職員の専門性向上	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会の実施（年4回実施） 特別支援学校免許の取得を推奨（年2回） 	子ども支援課 教育相談室

5	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教科書の提供 ・補聴援助システム(送信機)の貸与 ・個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎ ・スマイルブックの配布・活用 ・スマイルブック引継ぎ会の実施 	教育推進課
		<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの授業づくり ・タブレット端末を活用した効果的な学習の実施 	教育研究所 教育相談室
6	就学相談、就学先決定に関わる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就学に関わる早期からの情報提供 ・支援チームによる園や学校への巡回相談の実施 	子ども支援課 教育相談室

11 バリアフリーの推進

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、様々なバリアを取り除き、お互いに尊重し合い、支え合う社会づくりを推進します。

市の取組及び取組内容に関しては、バリアフリー基本構想で定めています。